

第 1 3 3 号議案

足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
地方公共団体の特定の手続の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり足立区の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

記

1 指定する郵便局の名称及び所在地

- (1) 足立郵便局（東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号）
- (2) 足立北郵便局（東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号）
- (3) 足立西郵便局（東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号）

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第 2 条第 6 号に規定する、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第 2 条第 7 号に規定する、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書

を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者
証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利
用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基
づき、足立区の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるので、
この案を提出いたします。